

令和 7 年度 業務委託積算基準 一部改定・訂正一覧表

2026/5/26

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
2026/1/27	改定	本編	総則-13 ～ 総則-15	第 2 章 積算基準 第 1 節 積算基準 1-3 旅費交通費	旅費条例改定に伴う基準の改定	1
2026/2/20	改定	本編	14-1	第14編 現場技術業務	漁港漁場整備事業において参照 先とする積算基準の変更	2
2026/5/26	改定	本編	1-1	第1編 測量業務 第 1 章 測量業務積算基準 1-3 測量業務費	間接測量費における熱中症対策 費について追記	3
			2-1	第 2 編 地質調査業務 第 1 章 地質調査積算基準 1-2 地質調査業務費	業務管理費における熱中症対策 費について追記	4
			3-1	第 3 編 土木設計業務 第 1 章 土木設計業務等積算基準 1-2 業務委託料	間接原価における熱中症対策費 について追記	5
			4-1～3	第 4 編 調査、計画業務 第 1 章 調査、計画標準歩掛 第 2 節 洪水痕跡調査業務 第 5 節 水文観測業務	間接調査費における熱中症対策 費について追記	5～7
			6-1	第 6 編 用地調査等業務 第 1 章 用地調査等業務 第 3 業務費の内容及び積算	その他原価における熱中症対策 費について追記	8
			8-1	第 8-1 編 港湾 第 1 編 設計等業務 1 節 計画・開発・調査等業務	間接原価における熱中症対策費 について追記	9
			8-2	第 8-1 編 港湾 第 2 編 測量・調査等業務 1 節 測量業務	間接測量費における熱中症対策 費について追記	10
			8-5	第 8-1 編 港湾 第 3 編 土質調査業務 1 節 土質調査業務	業務管理費における熱中症対策費	11
			8-7	第 8-2 編 漁港漁場整備 第 1 編 設計等業務 1 節 設計等業務	間接原価における熱中症対策費に	12
			8-8	第 8-2 編 漁港漁場整備 第 2 編 測量・調査等業務 1 節 測量業務	間接測量費における熱中症対策 費について追記	13
			8-11	第 8-2 編 漁港漁場整備 第 3 編 土質調査業務 1 節 土質調査業務	業務管理費における熱中症対策 費について追記	14
9-1	第 9 編 空港 第 1 章 空港 第 2 節 設計業務	間接原価における熱中症対策費 について追記	15			

令和 7 年度 業務委託積算基準 一部改定・訂正一覧表

2026/5/26

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
2026/5/26	改定	本編	10-7~8	第 1 0 編 農業農村整備 第 4 章 設 計 第 1 節 設計業務積算基準	その他原価の間接原価における熱中症対策費について追記	16~17
			11-22	第 1 1 編 森林整備 第 4 章 設計業務 1 - 2 業務委託料	間接原価における熱中症対策費について追記	18

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>1-1 第1編 測量業務 [2] 独自基準 第1章 測量業務積算基準</p>	<p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-4 測量業務費の積算方法 1-4-1 測量業務費</p> <p>2. 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経費率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p>	<p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費構成費目の内容</p> <p>1. 測量作業費 （令和8年6月1日以降適用） (2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>1-4 測量業務費の積算方法 1-4-1 測量業務費</p> <p>2. 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経費率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。</p>

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
2-1 第2編 地質調査業務 [2] 独自基準 第1章 地質調査積算基準	[2] 独自基準 なし	[2] 独自基準 (令和8年5月31日まで適用) なし (令和8年6月1日以降適用) 設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 / 第1節 地質調査積算基準 1-2 地質調査業務費 1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 (1) 一般調査業務費 1) 純調査費 (A) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>3-1 第3編 土木設計業務 [2] 独自基準 第1章 土木設計業務等 積算基準</p>	<p>第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-3 業務委託料の積算 1. 建設コンサルタントに委託する場合 ロ 各構成要素の算定 （ロ）直接経費 直接経費については、以下による。 直接経費は、1-2の2. イ（ロ）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。</p>	<p>第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p>1-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費目の内容 （2）間接原価 （令和8年6月1日以降適用） 1）間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>1-3 業務委託料の積算 1. 建設コンサルタントに委託する場合 ロ 各構成要素の算定 （ロ）直接経費 直接経費については、以下による。 直接経費は、1-2の2. イ（ロ）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。</p>
<p>4-1 第4編 調査、計画業務 [2] 独自基準 第1章 調査、計画標準歩掛</p>	<p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容 （1）直接調査費 4）直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p>	<p>第2節 洪水痕跡調査業務</p> <p>2-3 業務費構成費目の内容 （1）直接調査費 4）直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。 （令和8年6月1日以降適用） （2）間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p>

追加

追加

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>4-2 第4編 調査、計画業務 [2] 独自基準 第1章 調査、計画標準歩掛</p>	<p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案) 5-1-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <p>5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ②旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <p>5-2-7 現地調査 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-8 低水流量観測 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-10 流量観測 (ADCP) 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p>	<p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案) 5-1-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(令和8年6月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である。また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> </div> <p>5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ②旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(令和8年6月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である。また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> </div> <p>5-2-7 現地調査 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-8 低水流量観測 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p> <p>5-2-10 流量観測 (ADCP) 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に読み替える。</p>

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>4-3 第4編 調査、計画業務 [2] 独自基準 第1章 調査、計画標準歩掛</p>	<p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案) 5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p>	<p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案) 5-3-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <div data-bbox="1700 646 2576 919" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和8年6月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> </div> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案) 5-4-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 2) 直接経費 ①旅費交通費 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。</p> <div data-bbox="1700 1171 2576 1444" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和8年6月1日以降適用) (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</p> </div>

追加

追加

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>6-1 第6編 用地調査等業務 [2] 独自基準 第3 業務費の内容及び積算</p>	<p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 (2) 直接経費 ロ-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊を、滞在を伴う業務の場合） 2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 以下に読み替える。 宿泊費は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3-2 (2) 率を用いた場合の宿泊費の積算」を適用する。</p> <p>5 履行期間の算定 (2) 不稼働係数 以下に読み替える。 不稼働係数は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-2 (1) 不稼働係数」を適用する。</p>	<p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>1 直接原価 (2) 直接経費 ロ-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊を、滞在を伴う業務の場合） 2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 以下に読み替える。 宿泊費は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3-2 (2) 率を用いた場合の宿泊費の積算」を適用する。</p> <p>(令和8年6月1日以降適用)</p> <p>2 その他原価 その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> <p>5 履行期間の算定 (2) 不稼働係数 以下に読み替える。 不稼働係数は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-2 (1) 不稼働係数」を適用する。</p>

追加

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>8-1 第8-1編 港湾 [2] 独自基準 第1編 設計等業務</p>	<p>1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-1 積算価格構成の内訳 2-1-2 間接原価 1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。</p>	<p>1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-1 積算価格構成の内訳 2-1-2 間接原価 1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。</p> <p>（令和8年5月31日まで適用）</p> <p>（令和8年6月1日以降適用）</p> <p>1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p>

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>8-2 第8-1編 港湾 [2] 独自基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<p>1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>	<p>1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 追加 (令和8年5月31日まで適用) 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 追加 (令和8年6月1日以降適用) 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>8-5 第8-1編 港湾 [2] 独自基準 第3編 土質調査業務</p>	<p>1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (1) 直接調査費 ①材料費 材料単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 ②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 (3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p>	<p>1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (1) 直接調査費 ①材料費 材料単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 ②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 (3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p style="text-align: center;">(令和8年5月31日まで適用)</p> <p style="text-align: center;">(令和8年6月1日以降適用)</p> <p>(3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p>

追加

追加

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>8-7 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第1編 設計等業務</p>	<p>1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 2-1 積算価格構成の内訳 2-1-2 間接原価 1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。</p>	<p>1節 設計等業務 2. 積算価格の内訳 2-1 積算価格構成の内訳 2-1-2 間接原価 1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。</p> <p>（令和8年5月31日まで適用）</p> <p>（令和8年6月1日以降適用）</p> <p>1) 間接原価 間接原価については、以下による。 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p>

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>8-8 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第2編 測量・調査等業務</p>	<p>1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>	<p>1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 (令和8年5月31日まで適用) 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 (令和8年6月1日以降適用) 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p>

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>8-11 第8-2編 漁港漁場整備 [2] 独自基準 第3編 土質調査業務</p>	<p>1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (1) 直接調査費 ①材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 ②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 (3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p>	<p>1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費 (1) 直接調査費 ①材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準/第15編単価 ②人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準/第15編単価 (2) 間接調査費 ③旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準/総則/第2章/第1節/1-3旅費交通費/1-3-3旅費交通費の率を用いない積算 (3) 業務管理費 業務管理費については、以下による。 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。</p>

追加

(令和8年5月31日まで適用)

追加

(令和8年6月1日以降適用)
(3) 業務管理費
業務管理費については、以下による。
業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。
また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。
なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>9-1 第9編 空港 [2] 独自基準 第1章 空港</p>	<p>第2節 設計業務</p> <p>「空港請負工事積算基準第2部設計業務等積算基準」による。 ただし、以下については、読み替えて適用するものとする。</p>	<p>第2節 設計業務</p> <p>「空港請負工事積算基準第2部設計業務等積算基準」による。 ただし、以下については、読み替えて適用するものとする。</p> <p>第2節 業務委託料</p> <p>2-2 業務委託料構成費目の内容</p> <p>(2) その他原価</p> <p>(令和8年6月1日以降適用)</p> <p>1) 間接原価</p> <p>間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。</p> <p>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p>

追加

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>10-7 第10編 農業農村整備 第4章 設計 [2] 独自基準</p>	<p style="text-align: center;">第4章 設計</p> <p>[1] 適用基準 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)</p> <p>Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛 ／ 1 一般事項 ～ 8 積算参考資料作成</p> <p>V 積算参考歩掛 設計業務等の積算参考歩掛、第2 設計業務積算参考歩掛 ／ 1 コンクリートダム ～ 12 小水力発電所</p> <p>VI 留意事項 設計業務等の価格積算基準等の留意事項 ／ 第6 電子成果品作成費について 及び</p> <p>土地改良工事積算基準(施設機械)</p> <p>Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛(施設機械) 設計業務の価格積算基準(施設機械)等の運用 による。</p> <p>[2] 独自基準 第1節 設計業務積算基準 第1項 適用範囲 この積算基準は、農業農村整備事業等に係る設計業務及び施設機械整備工事の設計業務について適用する。</p> <p style="text-align: right;">10-7</p>	<p style="text-align: center;">第4章 設計</p> <p>[1] 適用基準 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)</p> <p>Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛 ／ 1 一般事項 ～ 8 積算参考資料作成</p> <p>V 積算参考歩掛 設計業務等の積算参考歩掛、第2 設計業務積算参考歩掛 ／ 1 コンクリートダム ～ 12 小水力発電所</p> <p>VI 留意事項 設計業務等の価格積算基準等の留意事項 ／ 第6 電子成果品作成費について 及び</p> <p>土地改良工事積算基準(施設機械)</p> <p>Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準、設計業務標準歩掛(施設機械) 設計業務の価格積算基準(施設機械)等の運用 による。</p> <p>[2] 独自基準 第1節 設計業務積算基準 第1項 適用範囲 この積算基準は、農業農村整備事業等に係る設計業務及び施設機械整備工事の設計業務について適用する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第2項 設計業務費構成項目の内容 3-2 その他原価 (令和8年6月1日以降適用) その他原価は、間接原価及び直接経費(積上計上するものを除く)で構成する。 なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含むものである。</p> </div> <p style="text-align: right;">10-7</p>

追加

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>10-8 第10編 農業農村整備 第4章 設計 [2] 独自基準</p>	<p>第2節 一般構造物設計 一般構造物設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。</p> <p>第3節 橋梁設計 橋梁設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。</p> <p>第4節 付帯構造物設計 第1項 適用範囲 本歩掛は、区画整理設計で行う付帯構造物設計の設計業務について適用する。</p> <p>1-1 流末工 (1) 県管理の河川以下に適用する場合とし、大規模な流末工は除く。二次製品によるフラップゲートを設置する程度とする。 (2) 水理・構造計算はフラップゲート以外の河川管理区域内の構造物（堤体内の管渠等）を対象とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。</p> <p>1-2 河川横断物設計（現場打ち、二次製品） (1) カルバート構造とし、設計荷重は2~10t程度とする。 (2) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。</p> <p>1-3 道路取付設計 (1) 取付先は単車線道路との単純交差とし、T字交差点とする。右折レーンは設けない。 (2) 設計延長は本線L=50m、耕作道L=25m程度とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。</p>	<div data-bbox="1810 472 2582 703" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(1) 間接原価 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）。PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</p> </div> <p>第2節 一般構造物設計 一般構造物設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。</p> <p>第3節 橋梁設計 橋梁設計については、「業務委託積算基準第3編第2章土木設計業務等標準歩掛」による。</p> <p>第4節 付帯構造物設計 第1項 適用範囲 本歩掛は、区画整理設計で行う付帯構造物設計の設計業務について適用する。</p> <p>1-1 流末工 (1) 県管理の河川以下に適用する場合とし、大規模な流末工は除く。二次製品によるフラップゲートを設置する程度とする。 (2) 水理・構造計算はフラップゲート以外の河川管理区域内の構造物（堤体内の管渠等）を対象とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。</p> <p>1-2 河川横断物設計（現場打ち、二次製品） (1) カルバート構造とし、設計荷重は2~10t程度とする。 (2) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。</p> <p>1-3 道路取付設計 (1) 取付先は単車線道路との単純交差とし、T字交差点とする。右折レーンは設けない。 (2) 設計延長は本線L=50m、耕作道L=25m程度とする。 (3) 発注条件、現場条件に応じて必要な項目を計上すること。</p>

追加

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】令和8年5月26日

ページ	改定前（令和8年5月31日まで適用）	改定後（令和8年6月1日以降適用）
<p>11-22 第11編 森林整備 [2] 独自基準 第4章 設計業務</p>	<p>[2] 独自基準 治山林道必携(調査・測量・設計編)</p> <p>1 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領</p> <p>第4部 設計業務</p> <p>第1章 設計業務積算基準</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>以下を追記する。 林道関係事業における2車線林道、トンネル、一般構造物の設計業務においては「業務委託積算基準第3編土木設計業務」による。</p> <p>1-3 業務委託料の積算 ～ 1-4 設計変更の積算</p> <p>「業務委託積算基準第3編第1章」による。</p>	<p>[2] 独自基準 治山林道必携(調査・測量・設計編)</p> <p>1 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領</p> <p>第4部 設計業務</p> <p>第1章 設計業務積算基準</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>以下を追記する。 林道関係事業における2車線林道、トンネル、一般構造物の設計業務においては「業務委託積算基準第3編土木設計業務」による。</p> <p>1-2 業務委託料</p> <p>1-2-2 業務委託料構成費目の内容 (令和8年6月1日以降適用)</p> <p>2 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)とする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。 ※その他原価は直接経費(積上計上するものを除く。)及び間接原価からなる。</p> <p>1-3 業務委託料の積算 ～ 1-4 設計変更の積算</p> <p>「業務委託積算基準第3編第1章」による。</p>

追加